

事前巡回指導及び事前ガイダンスのご案内

事前巡回指導

建設分野の特定技能外国人の受入れに際しては、国土交通省が定める基準を満たすよう雇用条件等を定め、特定技能雇用契約に係る重要事項を外国人が十分に理解できる言語で説明したうえで特定技能雇用契約を締結する必要があります。

企業が希望し、かつ適切な受入れが見込まれる場合には、FITS は「事前巡回指導」を実施します。

1. 進め方：

- ・企業が作成した重要事項事前説明書・特定技能雇用契約書の案に対し指導・助言を行います
- ・重要事項事前説明・特定技能雇用契約締結への立会いを通じ、適正な契約締結を確認します
- ・特定技能外国人になろうとする者と面談し、契約内容等に関する理解度を確認します

2. 申込み：

「申込書」、「別添シート」に必要事項を記載のうえ、FITS 事前巡回指導担当までご提出ください。junkai@fits.or.jp

その際、次の事項のほか「申込書」記載の事項にご留意ください。

- ・適切な受入れが見込めない場合には、事前巡回指導を打ち切ることがあります。
- ・申込みの状況によっては、実施までに時間を要する場合があります。
- ・重要事項事前説明等を母国語で行う場合の通訳は、企業においてご手配ください。
- ・対象言語は中国語・ベトナム語・インドネシア語・フィリピン語に限ります。

なお事前巡回指導で重要事項事前説明及び雇用契約締結の立会いを受けた1号特定技能外国人は、受入れ後講習の受講が免除されます。

事前ガイダンス

企業は特定技能外国人の受入れに際し、義務的支援事項の一つである「事前ガイダンス」を実施し、日本に上陸し在留するに当たって留意すべき事項について情報提供することが必要です。企業が希望し、かつ適切な受入れが見込まれる場合には、FITS は事前巡回指導とあわせて事前ガイダンスを実施します。

1. 進め方：

まず企業からの説明内容を書面で明確にいただき、FITS が母国語の通訳を交え、FITS 作成の雇用契約等に関する母国語併記の資料も使用しながら実施し、理解を深めます。

(対象言語は中国語・ベトナム語・インドネシア語・フィリピン語に限らせていただきます。)

2. 費用：8,800 円（税込み 9,680 円）/人

事前巡回指導を申し込む際にあわせて申し込みください。

1. 【企業→FITS】事前巡回指導の申込み 《事前ガイダンスの申込み》

①事前巡回指導に関する申込書及び別添シート

2. 【FITS→企業】申込み受理のお知らせと雇用契約書案等の資料作成の依頼

①面談者リスト様式 ②重要事項事前説明書様式 ③雇用契約書様式 ④雇用条件説明資料様式
⑤適切な受入れに向けた自己診断シート様式 《⑥事前ガイダンス・シート様式》

3. 【企業→FITS】作成した雇用契約書案等の提出

①面談者リスト ②重要事項事前説明書（案） ③雇用契約書（案） ④雇用条件説明資料（案）
⑤適切な受入れに向けた自己診断シート 《⑥事前ガイダンス・シート（案）》

4. 【FITS→企業】重要事項事前説明書と雇用契約書の案についての指導・助言

FITS から重要事項事前説明書と雇用契約書について指導・助言

5. 《【企業→FITS】事前ガイダンスに係る費用の支払い》

6. 【FITS→企業】企業から外国人材への重要事項事前説明・雇用契約締結に立会い

日程調整のうえ、FITS 指導相談員が企業を訪問し、雇用契約締結等に立ち会い

7. 【FITS→外国人材】外国人材と面談し、雇用契約等に関する理解度を確認

FITS 指導相談員が外国人材と面談し、雇用契約の重要事項等を理解しているかを確認

8. 《【FITS→外国人材】事前ガイダンス》

FITS 指導相談員が外国人材と面談し、日本に上陸し在留するに当たって留意すべき事項について
情報提供し、理解を確認

9. 《【FITS】事前ガイダンスの確認書を作成》